



「生きる」を創るがん保険 WINGS

「生きる」を創るがん保険 WINGSは、治療前の検査から治療後の外見ケアまで幅広い保障でしっかり備えることができます。

0～満85歳までの方にご加入いただけます。(＜がん要精検後精密検査保障特約＞は満20歳～満85歳まで)



▼治療前の保障

精密検査	要精検後 精密検査給付金(*1)	検診ごとに 1年に1回	2万円	10年満期 自動更新
-------------	---------------------	----------------	------------	---------------

保険期間

月払保険料(集団取扱)

左記プラン 治療給付金額10万円
定額タイプ 解約払戻金なしタイプ
特定保険料払込免除特約付 外見ケア特約付
保険料払込期間：終身
(がん要精検後精密検査保障特約、
がん先進医療・患者申出療養特約、
がん特定治療保障特約、外見ケア特約は10年更新)

▼治療中の保障

診断	診断給付金	一時金として がん 50万円 上皮内 新生物 5万円	(*3) 終身
	特定診断給付金(*2)	一時金として がん 50万円	
	複数回診断給付金	1回につき がん 50万円 上皮内 新生物 5万円	
入院	入院給付金	1日につき 10,000円	
	通院	通院給付金	
治療		治療給付金	
	特定保険外診療給付金 (*2)(*5)	受けた月ごと 50万円	
	がんゲノムプロファイリング 検査給付金(*2)	受けた月ごと 10万円	
	先進医療・ 患者申出療養	がん先進医療・ 患者申出療養給付金(*2)	
がん先進医療・ 患者申出療養一時金(*2)		一時金として 1年に1回 15万円	

契約年齢	男性	女性
20歳	2,833円	3,133円
25	3,317	3,623
30	3,904	4,255
35	4,698	5,032
40	5,702	5,883
45	6,999	6,551
50	8,663	7,112
55	10,788	7,773
60	13,644	8,595
65	16,899	9,587
70	20,465	10,370
75	23,183	11,169

(2024年2月現在)

※がん要精検後精密検査保障特約、がん先進医療・
患者申出療養特約、がん特定治療保障特約、外見ケア
特約の更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率
によって決まります。

下記募集代理店ナカイ株式会社まで
お気軽にご連絡ください。

フリーダイヤル(通話料無料)
0120-816-751
受付時間 / 9:00~17:30(土・日・祝除く)

フリーFAX(通信料無料)
0120-377-343

当社ホームページURL

<https://www.all-nakai.co.jp>

裏表紙の「郵便はがき」をポストへ投函

《募集代理店》

ナカイ株式会社

〒980-0011
仙台市青葉区上杉1丁目6-10
EARTH BLUE 仙台勾当台7F
TEL:022-722-3771(代) FAX:022-722-3773

《引受保険会社》

アフラック 仙台総合支社

〒980-6122 仙台市青葉区中央1-3-1 アエル22F
当社保険に関するお問い合わせ・各種お手続き
コールセンター 0120-5555-95

詳しくは「契約概要」等をご覧ください。

裏表紙もご覧下さい。

AF040-2024-0019 3月7日(250307)

さらにニーズにあわせて特約を付加して、保障を強化

外見ケア	外見ケア特約	①顔・頭部の手術 ②手足の切断術 ①②各1回ずつ	20万円	10年満期 自動更新
	外見ケア給付金(*2)	頭髪の脱毛症状 1回限り	10万円	

特定保険料払込免除(*2)

入院や通院が所定の条件に該当したとき
以後の保険料はいただきません(保障は継続します)

(*1) 所定のがんの検診を受診し、医師の要精密検査の判定により精密検査を受けたときにお支払いします。

(*2) 上皮内新生物は、保障の対象外です。

(*3) 治療給付金(がん治療保障特約)は、保険期間10年をお選びいただくこともできます。

(*4) おすすめの給付金額は、高額療養費制度の自己負担額を考慮して設定しています。

高額療養費制度の詳細は、厚生労働省のホームページをご確認ください。

(*5) がん診療連携拠点病院等において、公的医療保険制度の対象とならない所定の手術・放射線治療・抗がん剤
治療・ホルモン剤治療を受けたときにお支払いします。

※ご希望により、記載以外の給付金額の設定などができます。

※保障の開始まで3か月の待ち期間(保障されない期間)があります。団体(集団)取扱の待ち期間については
「注意喚起情報」をご確認ください。

※「先進医療」および「患者申出療養」は、厚生労働大臣が定める医療技術です。これらは医療技術ごとに適応症
(対象となる疾患・症状など)および実施する医療機関が限定されています。また、医療技術・適応症・実施する
医療機関は随時見直されます。

※アフラックの「がん保険」「医療保険」に付加する先進医療の特約および先進医療・患者申出療養の特約は、
被保険者お1人につき通算して1特約のみご契約いただけます。